

第二十九号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十四年四月分から平成二十五年三月分まで」を「平成二十五年四月分から平成二十六年三月分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。